

LIFRE

Legal Information Flash Report from MCLAW

発行:丸の内中央法律事務所 〒100-6312 東京都千代田区丸の内2-4-1 丸の内ビルディング1204区 TEL:03-3201-3404

FAX: 03-3201-3404 FAX: 03-3201-3434 URL: http://mclaw.jp email: tsutsumi@mclaw.jp

労務環境をめぐる動きが活発になっています。 万全の対応が望まれます。

◆改正育児・介護休業法、及び男女雇用機会均等法 に対応した社内規則は整備されていますか?

本年1月1日より、改正育児・介護休業法、及び改正男女雇用機会均等法が施行されました。 主な改正の内容は次の通りです。現行の社内規

則をご確認いただくことをお勧め致します。 **介護休業の分割取得・取得単位の柔軟化**

対象家族1人につき、通算93日間を上限として、 3回まで取得が可能となり、半日単位での取得も 可能となりました。

- ・介護のための所定労働時間の短縮 介護のための所定労働時間の短縮措置等を、介護 休業とは別に、利用開始から3年の間に2回以上 利用することが可能となりました。
- ・残業の免除に関する制度の新設 要介護状態にある対象家族を介護する必要がある 労働者については、介護終了まで残業の免除が受 けられることになりました。
- ・有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和 要件が、①過去1年以上継続して雇用されていること、②子が1歳6ヶ月となるまでの間に雇用 契約がなくなることが明らかでないことに緩和 されました。
- ・子の看護休暇の取得単位の柔軟化 半日単位での取得が可能となりました。
- ・育児休業の対象となる子の範囲の拡大法律上の親子関係にある実子及び養子だけでなく、特別養子縁組の看護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も含まれることになりました。
- ・マタハラ等の防止措置義務の新設

事業主による妊娠、出産、育児休業、看護休業等を理由とする不利益取り扱いを禁止するだけでなく、事業主は、上司及び同僚からの上記事情を理由とする嫌がらせ等(いわゆるマタハラ、パタハラ等)を防止する措置を講じる義務を負うものとされました。

◇有期雇用契約の無期転換に対応していますか?

労働契約法が平成25年4月1日に改正施行されてから来年の3月末(平成30年3月末)で丸5年を迎えます。同法の改正内容は、有期雇用契約を繰り返して通算5年を超えた場合に、従業員が使用者に対して無期雇用契約への転換を求めれば、使用者が契約の転換を拒否することができないというものです(同法第18条)。

従いまして、平成25年4月以降に有期雇用契約を締結した従業員がいて、契約の更新を繰り返している場合には、平成30年4月以降、従業員からの申出によって雇用契約が有期契約ではなく無期契約に転換する可能性があります。契約期間以外の労働条件は有期契約の内容と同じ内容を引き継ぐことになりますが、今のうちに就業規則や賃金規程を見直し、有期雇用契約社員に対する定年制や、契約更新時の契約条件見直し等について検討されることをお勧め致します。

◆内部通報制度が周知されていますか?

本年1月に公表された消費者庁の調査によれば、大企業の99%、中小企業の40%が内部通報制度を導入しています。他方、企業規模にかかわらず、労働者の認知度は45%程度のようです。

そして、内部通報窓口を設置したことによって従業員等による<mark>違法行為を抑止する効果</mark>があり、自浄作用が高まったとの回答が報告されています。

昨年12月には消費者庁の内部通報制度ガイドラインが改正されましたので、もし制度未導入の場合や制度運用についてお困りの場合には、是非ガイドラインをご確認ください。

- ◇昨年末に厚労省から発表されたガイドライン案 等を2つご紹介致します。
- ❖「同一労働同一賃金ガイドライン案」(12月20日) 正社員と非正社員との間の不合理な待遇差を解消するため、基本給、諸手当等賃金や労働条件決定の基本的考え方と、不合理な待遇差を事例も含めて示しています。本ガイドライン案自体は直ちに法的拘束力はもちませんが、今後関連労働法令が改正される中で、本ガイドライン案に反するものが法に抵触する可能性もでてきますので、賃金制度の見直しが必要になりそうです。
- ♣「『過労死等ゼロ』緊急対策」(12月26日) 最近特に注目が集まる過労死や過労自殺等の 防止対策です。主な項目は次の通りです。
- ・新ガイドライン(平成29年1月20日発表)による 労働時間の適正把握
- ・違法な長時間労働の認められる企業についてそ の是正指導段階で企業名を公表する制度の強化
- ・長時間労働等に係る企業本社に対する指導
- 労働基準法等に違反し公表された事案のホームページへの掲載

(友成、門屋)

*** 法令カレンダー ***

- ・「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係 る資金の活用に関する法律」(平成28年12月9日公 布公布の日から1年6月以内に施行予定)
 - →休眠預金等について、預金者等の利益を保護しつつ、民間公益活動の促進に活用することを目的
- ・「建設工事従事者の安全及び健康確保の推進に関する法律」(平成28年12月16日公布・平成29年3月 16日施行)
- →全ての建設工事で建設工事者の安全及び健康の 確保の推進を図ることを目的
- ・「自転車活用推進法」(平成28年12月16日公布・公 布の日から6月以内に施行予定)
 - →自転車専用道路・シェアサイクル施設の整備等 自転車の活用の推進。今後これを根拠法として関 連法が策定される予定
- ・「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法 律」(平成28年12月26日公布・施行)
 - →カジノ施設等「特定複合観光施設」の設置を認 める